

農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 8 割減
化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 10 割減

栽培責任者 十日町農業協同組合 米穀販売課 内山 剛
住 所 新潟県十日町市高田町六丁目618
連絡先 025-757-1573

確認責任者 十日町農業協同組合 川西営農センター 水落 正
住 所 新潟県十日町市上野甲194
連絡先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
ピラクロニル	除 草	1 回
ピリミルスファン	除 草	1 回
ジノテフラン	殺 虫	1 回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な栽培 19回 ・ 県認証基準 9回以下 	
-----	--	--

化学肥料の使用量(窒素成分)

0.00kg/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な栽培 6.5kg/10a ・ 県認証基準 3.2kg以下/10a 	
------------	---	--

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号 J23117

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>